

宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱の一部を改正する要綱

宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（平成13年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱 第1条～第10条（略） 別表1～別表4（略） 様式－1（略）	宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱 第1条～第10条（略） 別表1～別表4（略） 様式－1（略）

改正後 (新)

(様式-2)

一部下請負承認願

年月日

宮城県知事(又は地方公所長) 殿

受注者 住所  
商号又は名称  
代表者名

下記のとおり工事の一部を第三者に請け負わせたいので、承認願います。  
(工事請負契約書第7条)  
記

1 工事番号	
2 工事名	
3 工事場所	線・川・港 市・郡 町・村 地内
4 契約年月日	年月日
5 工期	年月日から 年月日まで
6 請負代金額	金 円

下請負の内訳

許可 番号	商号又 は名称	代表者名	住所	請負 の種別	施工 等級	施工部分の 内 容	工事現場の 担当者名	工期	下請負 代金額	承認 不承認

一部下請負承認・一部承認・不承認書

年月日

(受注者) 殿

宮城県知事(又は地方公所長) 印

一部下請負については、上記のとおり 承認・一部承認・不承認 とします。  
★なお、不承認とした理由は、別添のとおりです。

※ 調査基準価格を下回る額で概算し契約した工事(施工体價事前提出方式(オープンブック方式)を適用した工事に限る。)において、工事途中で下請割合を大幅に増やしたいとする場合は、以下のいずれかを添付していなければなりません。  
イ 入札時における下請負予定額に対し、下請負額の増減分が工事費額の増減額に満たないこと。  
ロ 下請負額の増減について、工事内容の変更に伴う新たな工種の追加や下請負額の増減分に相当する工事費増減等の相応の理由があること。  
※ 承認額は一次下請のみであり、一級下請負承認額を2級要出する。

改正前 (旧)

(様式-2)

一部下請負承認願

年月日

宮城県知事(又は地方公所長) 殿

受注者 住所  
商号又は名称  
代表者名

下記のとおり工事の一部を第三者に請け負わせたいので、承認願います。  
(工事請負契約書第7条)  
記

1 工事番号	
2 工事名	
3 工事場所	線・川・港 市・郡 町・村 地内
4 契約年月日	年月日
5 工期	年月日から 年月日まで
6 請負代金額	金 円

下請負の内訳

許可 番号	商号又 は名称	代表者名	住所	請負 の種別	施工 等級	施工部分の 内 容	工事現場の 担当者名	工期	下請負 代金額	承認 不承認

一部下請負承認・一部承認・不承認書

年月日

(受注者) 殿

宮城県知事(又は地方公所長)

一部下請負については、上記のとおり 承認・一部承認・不承認 とします。  
★なお、不承認とした理由は、別添のとおりです。

※ 調査基準価格を下回る額で概算し契約した工事(施工体價事前提出方式(オープンブック方式)を適用した工事に限る。)において、工事途中で下請割合を大幅に増やしたいとする場合は、以下のいずれかを添付していなければなりません。  
イ 入札時における下請負予定額に対し、下請負額の増減分が工事費額の増減額に満たないこと。  
ロ 下請負額の増減について、工事内容の変更に伴う新たな工種の追加や下請負額の増減分に相当する工事費増減等の相応の理由があること。  
※ 承認額は一次下請のみであり、一級下請負承認額を2級要出する。

改正後 (新)

(様式-3)

一部下請負確認書

年月日

吉野県知事 (又は地方公署長) 殿

直接元請負人

住所

商号又は名称

下請負人指図書担当者

工事の内容の一部を下請負人によって施工したいので、吉野県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき提出します。

工事番号、工事名: \_\_\_\_\_ 工事: \_\_\_\_\_  
 一次下請業者名: \_\_\_\_\_ 左の業者の下請金額: \_\_\_\_\_ 円 下請割合: \_\_\_\_\_ %

1 直接元請負人は特定建設業の許可を有している。 (一次下請金額の合計額が4,500万円 (建設一式工事においては、5,000万円) 以上の場合) 一次下請金額の合計額: _____ 円 下請割合: _____ %	L/Ya L/No L/該当なし
2 工事執行者からみて下請関係が設定した部分の下請ではない。	L/Ya L/No
3 当該工事の入札に参加した業者が下請をする場合、一部上場かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該業者を下請負人とすることに合理的な理由がある。	L/Ya L/No L/該当なし
4 入札参加資格の検付が直接元請負人と同一又は上位である者が下請をする場合、一部上場かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該業者を下請負人とすることに合理的な理由がある。	L/Ya L/No L/該当なし
5 建設業の許可を受けていない者との下請関係ではない。 (下請負金額が500万円以上の場合。)	L/Ya L/No L/該当なし
建設業許可番号: _____ (例: 04-28775)	
6 当該元請負人は他の許可業者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請関係ではない。 (事業停止届出ホームページ、国土省ホームページで確認)	L/Ya L/No
7 当該元請負人は他の許可業者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請関係ではない。 (事業停止届出ホームページ、国土省ホームページで確認)	L/Ya L/No L/事前承認
8 下請負人の主任技術者は建設業法に規定する営業所の専任技術者ではない。 (専任技術者制度に関するマニュアル(2)(5)における特例の場合を除く。下請負人の建設業許可申請における専任技術者説明書(原簿・変更)又は専任技術者一覧表で確認)	L/Ya L/No L/特例の場合 L/該当なし
9 雇用保険、労務管理費及び厚生年金保険の保険料を適正に納付している。 (様式-3-1で確認)	L/Ya L/No L/特例の場合 L/適正納付 L/該当なし
10 下請負人の従業員に法定福利費が支払われている。	L/Ya L/No L/該当なし

オープンブック方式による入札の場合

1 1 下請関係者に記載されている下請負人名簿に、一部下請負承認の一次下請負人の名がある (Noの場合は、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書(様式-4)を提出)。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No; <input type="checkbox"/> 該当なし
1 2 下請関係者に記載されている下請負人の予算額が一部下請負承認における下請負代金額と おおよそ一致する (Noの場合は、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書 (様式-4)を提出)。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No; <input type="checkbox"/> 該当なし
1 3 調査結果照会を行った入札において落札者となった直接元請負人が工事下後に下請割合を 大幅に増やしたい場合、入札前における下請予定額に対し、下請負の増減額が下請負金額の 3割未満であるか、又は工事内容の変更に伴う新たな下請の追加や下請代金額の増減等の相応 の理由がある。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No; <input type="checkbox"/> 該当なし

改正前 (旧)

(様式-3)

一部下請負確認書

年月日

吉野県知事 (又は地方公署長) 殿

直接元請負人

住所

商号又は名称

下請負人指図書担当者

工事の内容の一部を下請負人によって施工したいので、吉野県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき提出します。

工事番号、工事名: \_\_\_\_\_ 工事: \_\_\_\_\_  
 一次下請業者名: \_\_\_\_\_ 左の業者の下請金額: \_\_\_\_\_ 円 下請割合: \_\_\_\_\_ %

1 直接元請負人は特定建設業の許可を有している。 (一次下請金額の合計額が4,500万円 (建設一式工事においては、5,000万円) 以上の場合) 一次下請金額の合計額: _____ 円 下請割合: _____ %	L/Ya L/No L/該当なし
2 工事執行者からみて下請関係が設定した部分の下請ではない。	L/Ya L/No
3 当該工事の入札に参加した業者が下請をする場合、一部上場かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該業者を下請負人とすることに合理的な理由がある。	L/Ya L/No L/該当なし
4 入札参加資格の検付が直接元請負人と同一又は上位である者が下請をする場合、一部上場かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該業者を下請負人とすることに合理的な理由がある。	L/Ya L/No L/該当なし
5 建設業の許可を受けていない者との下請関係ではない。 (下請負金額が500万円以上の場合。)	L/Ya L/No L/該当なし
建設業許可番号: _____ (例: 04-28775)	
6 当該元請負人は他の許可業者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請関係ではない。 (事業停止届出ホームページ、国土省ホームページで確認)	L/Ya L/No
7 当該元請負人は他の許可業者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請関係ではない。 (事業停止届出ホームページ、国土省ホームページで確認)	L/Ya L/No L/事前承認
8 下請負人の主任技術者は建設業法に規定する営業所の専任技術者ではない。 (専任技術者制度に関するマニュアル(2)(5)における特例の場合を除く。下請負人の建設業許可申請における専任技術者説明書(原簿・変更)又は専任技術者一覧表で確認)	L/Ya L/No L/特例の場合 L/該当なし
9 雇用保険、労務管理費及び厚生年金保険の保険料を適正に納付している。 (様式-3-1で確認)	L/Ya L/No L/特例の場合 L/適正納付 L/該当なし
10 下請負人の従業員に法定福利費が支払われている。	L/Ya L/No L/該当なし

オープンブック方式による入札の場合

1 1 下請関係者に記載されている下請負人名簿に、一部下請負承認の一次下請負人の名がある (Noの場合は、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書(様式-4)を提出)。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No; <input type="checkbox"/> 該当なし
1 2 下請関係者に記載されている下請負人の予算額が一部下請負承認における下請負代金額と おおよそ一致する (Noの場合は、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書 (様式-4)を提出)。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No; <input type="checkbox"/> 該当なし
1 3 調査結果照会を行った入札において落札者となった直接元請負人が工事下後に下請割合を 大幅に増やしたい場合、入札前における下請予定額に対し、下請負の増減額が下請負金額の 3割未満であるか、又は工事内容の変更に伴う新たな下請の追加や下請代金額の増減等の相応 の理由がある。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No; <input type="checkbox"/> 該当なし

改正後 (新)

(様式-3-1)

一部下請負確認書

年月日、  
吉野県知事 (又は地方公営企業) 殿、  
直接元請負人、  
住所、  
商号又は名称、  
下請負人指導責任者、  
工事の内容の一部を下請負人によって施工したいので、吉野県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき提出します。

工事番号、工事名： \_\_\_\_\_ 工事、  
一次下請発注者： \_\_\_\_\_ 左の発注者の下請金額： \_\_\_\_\_ 円 下請割合： \_\_\_\_\_ %

1 建設元請負人は特定建設業の許可を有している。 (一次下請金額の合計額が、5,000万円 (建設一式工事にあっては、7,000万円) 以上の場合) 4 一次下請金額の合計額： _____ 円 下請割合： _____ %	L/Yes L/No L/該当なし
2 上平執行者があらかじめ下請割合を指定した部分の下請ではない。	L/Yes L/No
3 当該工場の入札に参加した他の者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該他の者を下請負人とするに合理的な理由がある。	L/Yes L/No L/該当なし
4 入札参加資格の格付けが直接元請負人と同一又は1位である者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該他の者を下請負人とするに合理的な理由がある。	L/Yes L/No L/該当なし
5 建設業の許可を受けていない者との下請契約ではない。 (下請負金額が500万円以上の場合。)	L/Yes L/No L/該当なし
6 当該元請負人は他の許可業者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。 (事業停止通知ホームページ、国土省ホームページで確認)	L/Yes L/No
7 当該元請負人は他の許可業者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。 (契約締結ホームページで確認)	L/Yes L/No L/事前確認
8 下請負人の主任技術者は建設業法に規定する営業所の専任技術者ではない。 (職歴技術者制度適用マニュアル第二(5)における特例の場合を除く。下請負人の建設業許可申請における専任技術者証明書(新規・変更)又は専任技術者一覧表で確認)	L/Yes L/No L/特例の場合 L/該当なし
9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付している。 (様式-3-1で確認)	L/Yes L/No L/特例の場合 L/適出除外 L/該当なし
10 下請負人の見積書に法定採利費相当額が内訳明示されている。	L/Yes L/No L/該当なし

オープンブック適用様式による入札の場合 (下請負承認時提出工事費内訳書の確認)

1 1 労務費貸金調書の貸金が育成最低賃金を上回っている。 共通仮設費の積み上げ項目が計上されている。 現場管理費・一般管理費・割付管理費の必須積み上げ項目が計上されている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No. <input type="checkbox"/> 該当なし
1 2 工事内訳書に記載されている下請負人の予算額が、総合評価落札方式の県内企業活用制の中書より下回っていない。(Noの場合は、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書(様式-4)を提出)。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No. <input type="checkbox"/> 該当なし

改正前 (旧)

(様式-3-1)

一部下請負確認書

年月日、  
吉野県知事 (又は地方公営企業) 殿、  
直接元請負人、  
住所、  
商号又は名称、  
下請負人指導責任者、  
工事の内容の一部を下請負人によって施工したいので、吉野県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項の規定に基づき提出します。

工事番号、工事名： \_\_\_\_\_ 工事、  
一次下請発注者： \_\_\_\_\_ 左の発注者の下請金額： \_\_\_\_\_ 円 下請割合： \_\_\_\_\_ %

1 建設元請負人は特定建設業の許可を有している。 (一次下請金額の合計額が、5,000万円 (建設一式工事にあっては、7,000万円) 以上の場合) 4 一次下請金額の合計額： _____ 円 下請割合： _____ %	L/Yes L/No L/該当なし
2 上平執行者があらかじめ下請割合を指定した部分の下請ではない。	L/Yes L/No
3 当該工場の入札に参加した他の者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該他の者を下請負人とするに合理的な理由がある。	L/Yes L/No L/該当なし
4 入札参加資格の格付けが直接元請負人と同一又は1位である者に下請をする場合、一部工種かつ下請代金額が請負代金額の3割未満又は当該他の者を下請負人とするに合理的な理由がある。	L/Yes L/No L/該当なし
5 建設業の許可を受けていない者との下請契約ではない。 (下請負金額が500万円以上の場合。)	L/Yes L/No L/該当なし
6 当該元請負人は他の許可業者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。 (事業停止通知ホームページ、国土省ホームページで確認)	L/Yes L/No
7 当該元請負人は他の許可業者から営業停止処分を受け、その期間が満了していない者との下請契約ではない。 (契約締結ホームページで確認)	L/Yes L/No L/事前確認
8 下請負人の主任技術者は建設業法に規定する営業所の専任技術者ではない。 (職歴技術者制度適用マニュアル第二(5)における特例の場合を除く。下請負人の建設業許可申請における専任技術者証明書(新規・変更)又は専任技術者一覧表で確認)	L/Yes L/No L/特例の場合 L/該当なし
9 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付している。 (様式-3-1で確認)	L/Yes L/No L/特例の場合 L/適出除外 L/該当なし
10 下請負人の見積書に法定採利費相当額が内訳明示されている。	L/Yes L/No L/該当なし

オープンブック適用様式による入札の場合 (下請負承認時提出工事費内訳書の確認)

1 1 労務費貸金調書の貸金が育成最低賃金を上回っている。 共通仮設費の積み上げ項目が計上されている。 現場管理費・一般管理費・割付管理費の必須積み上げ項目が計上されている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No. <input type="checkbox"/> 該当なし
1 2 工事内訳書に記載されている下請負人の予算額が、総合評価落札方式の県内企業活用制の中書より下回っていない。(Noの場合は、予定下請負人・予定下請金額の変更に関する理由書(様式-4)を提出)。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No. <input type="checkbox"/> 該当なし

改正後（新）	改正前（旧）
様式－４～様式５－２（略）	様式－４～様式５－２（略）

附 則

この要綱は，令和５年３月１日から施行する。